

鹿屋市行財政改革推進委員会設置要綱

平成18年 1月 1日

(設置)

第1条 本市における行財政改革の推進にあたり、有識者等の意見等を反映させるため、鹿屋市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるとともに、必要な事項を提言するものとする。

- (1) 行財政改革を推進するための基本的な考え方に関すること。
- (2) 行財政改革の推進における重要事項に関すること。
- (3) 行財政改革の推進状況に関すること。
- (4) その他行財政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政に関する有識者その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政経営改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。